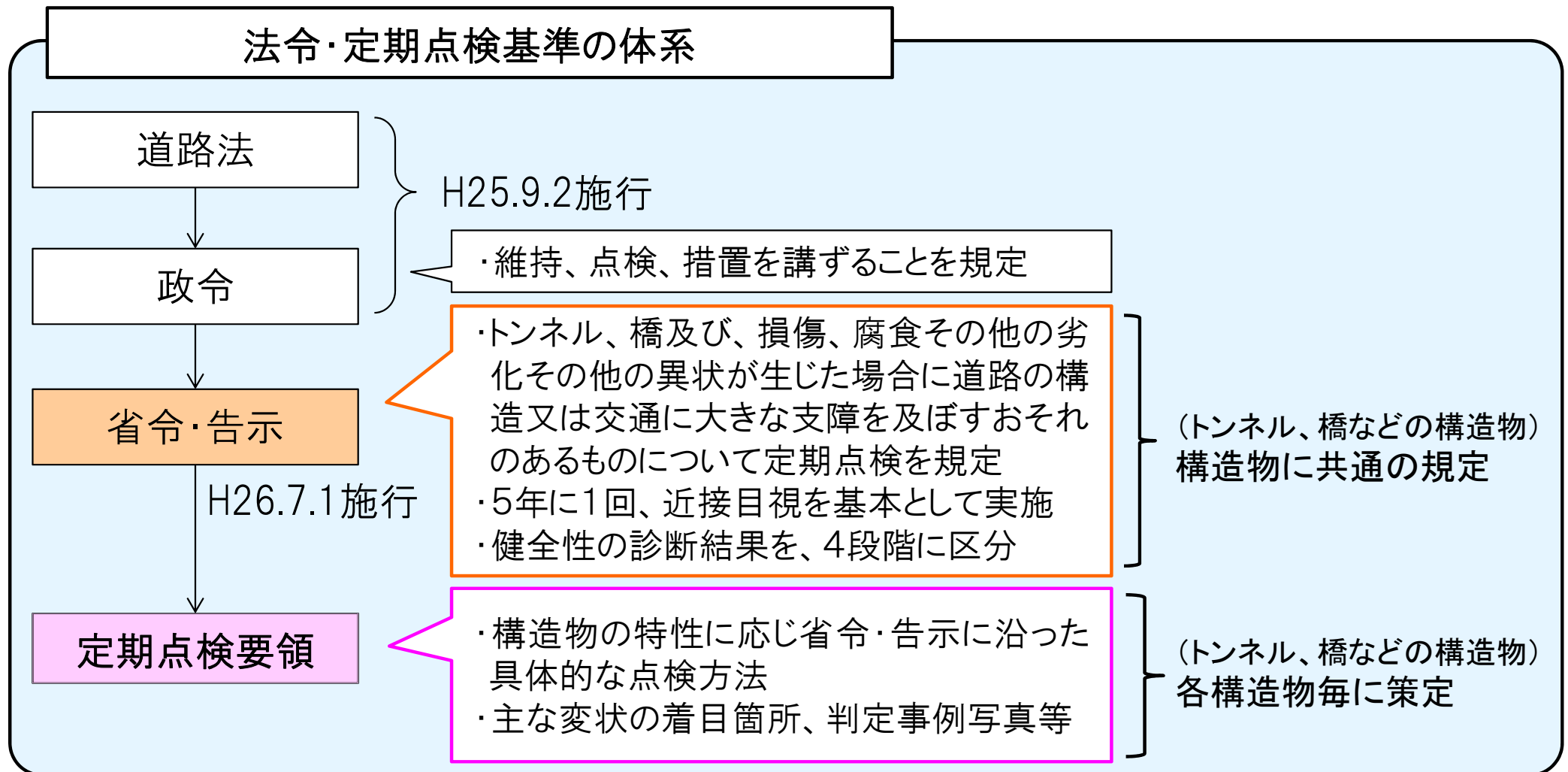


道路鉄道連絡会議の概要について

省令・告示・定期点検基準の体系

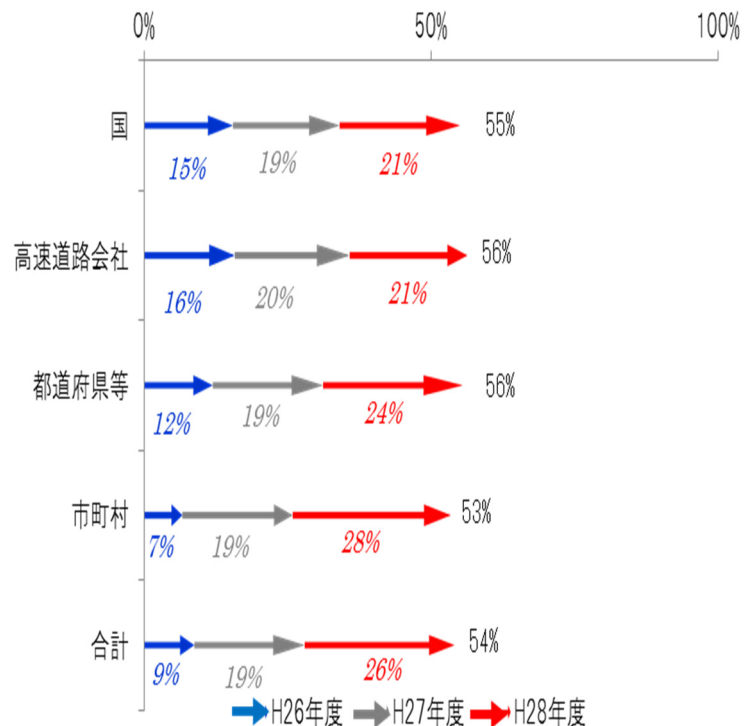
- ① 省令・告示で、5年に1回、近接目視を基本とする点検を規定、健全性の診断結果を4つに区分。
(トンネル、橋などの構造物に共通)
- ② 点検方法を具体的に示す定期点検基準を策定。(トンネル、橋などの構造物毎)
- ③ 市町村における円滑な点検の実施のため、主な変状の着目箇所、判定事例写真等を加えたものを定期点検要領としてとりまとめ。(トンネル、橋などの構造物毎)



平成26～28年度橋梁点検結果(道路管理者別)

- H26年7月からの定期点検が本格化し、平成26～28年度で橋梁 約54%、トンネル約47%、道路附属物等 約57%の点検が完了。
- 点検を実施した橋梁のうち、約11%は早期に修繕が必要。

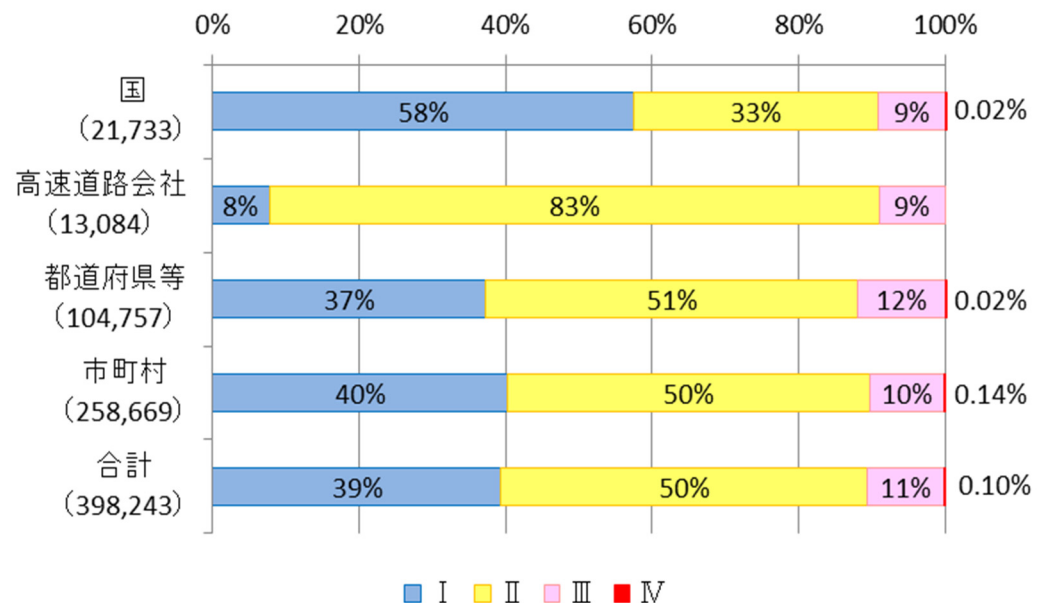
点検実施率



各年度の点検実施率及び累計実施率(黒字)

※点検実施率はH26年12月末時点の施設数をもとに算出

点検結果

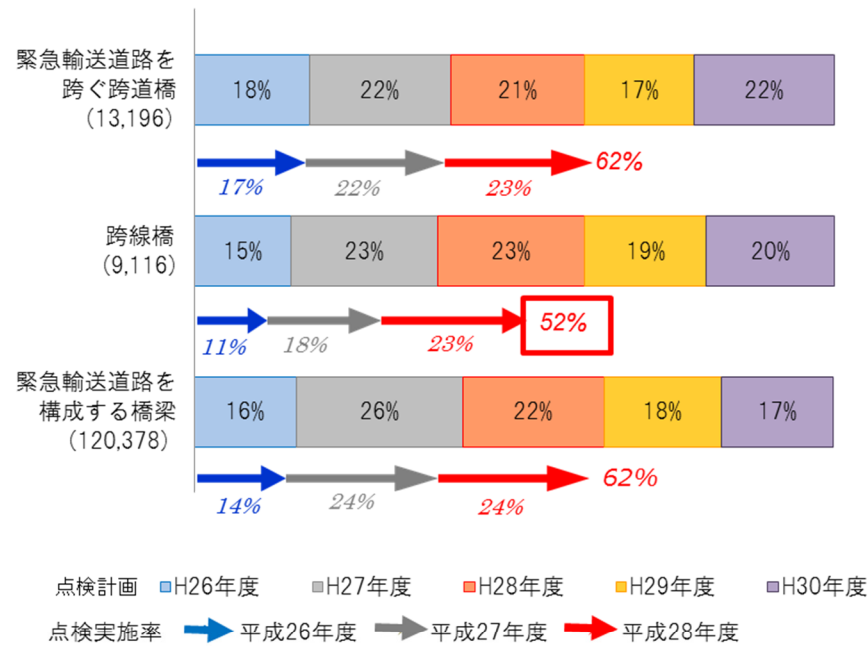


- I 構造物の機能に支障が生じていない状態
- II 構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
- III 構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
- IV 構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

平成26～28年度橋梁点検結果(最優先で点検すべき橋梁)

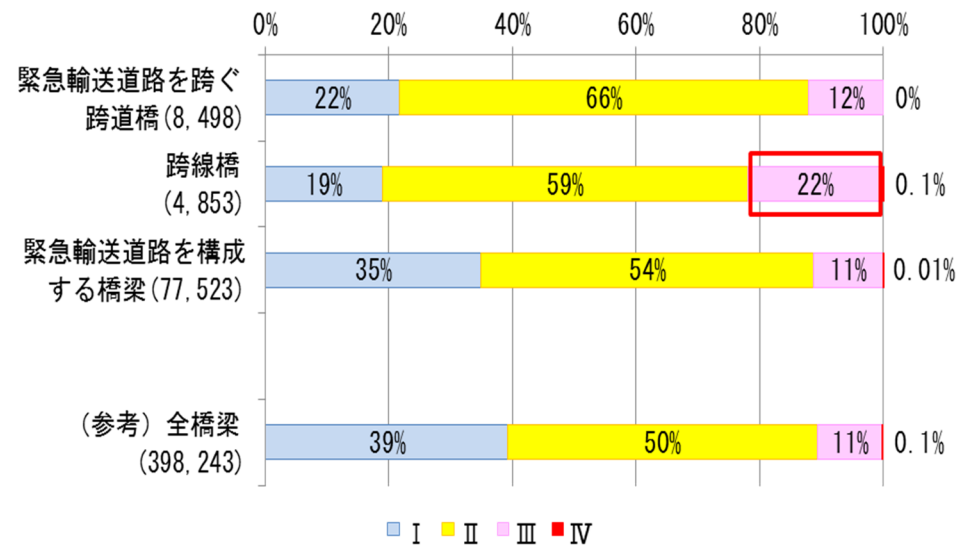
○ 第三者被害の予防等の観点から最優先で点検を推進することとしている橋梁のうち、跨線橋の点検実施率は約52%であり、点検した跨線橋のうち約22%は早期に修繕が必要。

点検計画と点検実施率



※点検計画は平成26年12月時点で策定
 ※点検実施率はH26年12月末時点の施設数をもとに算出

点検結果(H26～28累積)



跨線橋の点検および修繕の計画的実施について

通達の背景・目的

- 平成26～28年度点検結果から、跨線橋はⅢ判定が22%と高い水準
- 今後、修繕工事の増加が見込まれるが、鉄道との協議が必要となるため、点検のみならず修繕工事も計画的かつ効率的に進むような仕組みが必要
- 踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成28年3月)
 - (衆)「跨線橋等の老朽インフラ改修が課題となっていることから、点検・修繕を計画的かつ効率的に進められるよう仕組みを構築すること。」
 - (参)「跨線橋等の老朽化が課題となっていることから、点検・修繕を計画的かつ効率的に進められるような仕組みを構築すること。」
- 附帯決議を踏まえ、省令改正(平成28年10月28日公布、12月1日施行)
 - 道路法施行規則 第四条の五の五に次の一号を加える。
 - 四 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構若しくは鉄道事業者の鉄道又は軌道経営者の新設軌道とが立体交差する場合における当該鉄道又は当該新設軌道の上の道路の部分の計画的な維持及び修繕が図られるよう、あらかじめ独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、当該鉄道事業者又は当該軌道経営者との協議により、当該道路の部分の維持又は修繕の方法を定めておくこと。
- 道路管理者に対し、道路局長より通達を発出(平成28年10月28日)
- 鉄道事業者に対し、鉄道局長より通達を発出(平成28年10月28日)

道路鉄道連絡会議の位置付け

上の管理者 下の管理者		高速会社	直轄	公社	都道府県 市区町村	道路法外		
						その他	鉄道	
高速会社	<div style="border: 2px solid blue; padding: 10px;"> <p style="text-align: center; color: blue; font-weight: bold;">道路メンテナンス会議</p> <p style="text-align: center; color: blue;">【都道府県単位で設置済み】</p> </div>				<div style="border: 2px solid green; padding: 10px;"> <p style="text-align: center; color: green; font-weight: bold;">跨道橋 連絡会議</p> <p style="text-align: center; color: green;">【道路メンテ ナンス会議の 下部組織】</p> <p style="text-align: center;"><事務局> 国道事務所</p>  </div>		<div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;">道路鉄道 連絡会議</p> <p style="text-align: center; color: red;">【道路メンテナンス 会議の下部組織】</p> <p style="text-align: center;"><事務局> 国道事務所</p>  </div>	
直轄								
公社								
都道府県 市区町村								
道路法外	その他	個別協議				_____	_____	
	鉄道	<p style="color: red; font-weight: bold;">道路鉄道連絡会議</p> <p style="color: red;">【道路メンテナンス会議の下部組織】</p>		<p style="text-align: center;"><事務局> 国道事務所</p>				

対象施設・構成員・役割

対象施設

- 鉄道を跨ぐ全ての道路橋(跨線橋)
- 道路を跨ぐ全ての鉄道橋(跨道鉄道橋)
- ※跨道鉄道橋は本通達の対象外であるが、道路鉄道連絡会議では必要に応じて対象とする。

構成員

- 地方整備局(道路部、直轄事務所)
- 地方運輸局(鉄道部)
- 地方公共団体(都道府県、政令市、市町村)
- 高速道路会社(NEXCO、首都高速、阪神高速、本四高速)
- 鉄道事業者

役割

- 点検計画、修繕※計画等の調整(※修繕には耐震補強を含む)
- メンテナンスに関する情報共有
- 耐震補強に関する情報共有
- その他要望、要請事項、意見交換等

京都府道路鉄道連絡会議規約（案）

（名 称）

第1条 本会は「京都府道路鉄道連絡会議」（以下「会議」という。）という。

（目 的）

第2条 会議は、道路法第28条の2及び道路法施行規則の一部改正（平成28年10月28日付け国土交通省国道国発第129号道路局長通達）に基づき設置するもので、京都府内の安全かつ円滑な交通の確保及び効率的な道路管理を実現することを目的とする。

（事 業）

第3条 会議は第2条の目的を推進するため、次の事業を実施する。

- (1) 跨線橋の改修について、点検・修繕を計画的かつ効率的に進められるよう関係者の意見調整（点検及び修繕等に取り組むべき跨線橋に関する意見調整、対外協議に関する調整等）に関する事業
- (2) 関係者との情報共有（損傷事例や対応事例、点検及び修繕の措置状況等）に関する事業
- (3) 国民・道路利用者等を対象とした広報（点検結果や構造物の健全度に関する情報発信、メンテナンスに対する関心と理解の醸成等）に関する事業
- (4) 前各号に掲げるものの他、会議の設立の目的に沿った活動の企画及び実施に関する事業（必要に応じて、跨道鉄道橋に関するものも含むものとする）

（構 成）

第4条 会議は別紙に掲げる関係機関をもって構成する。

- 2 会議には、会長及び副会長を置くものとし、会長は国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所長、副会長は国土交通省近畿運輸局鉄道部技術課長、国土交通省近畿地方整備局福知山河川国道事務所長及び京都府建設交通部道路建設課長とする。
- 3 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
- 4 会長は、会員以外の者で、メンテナンスに関わりが深い者をオブザーバーとして出席させることができる。

（事務局）

第5条 会議における事務は、国土交通省近畿運輸局鉄道部技術課、国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所管理第二課、国土交通省近畿地方整備局福知山河川国道事務所道路管理課、京都府建設交通部道路建設課（道路・橋梁担当）において処理する。

（開催頻度）

第6条 年1回を基本とし、必要に応じて適宜開催する。

（雑 則）

第7条 本規約に定めるもののほか、会議の実施のため必要な事項は運営細則で定める。

- 2 本規約及び運営細則の改廃は会議で定める。ただし、軽微な改正等については、会議事務局で行い、会議会員に通知するものとする。

附 則

（施行期日）

この規約は、平成29年2月13日から施行する。

平成30年2月14日一部改正

京都府道路鉄道連絡会議 構成員 (案)

所 属		役 職	備 考
国	国土交通省 近畿地方整備局 京都国道事務所	所 長	会 長
	国土交通省 近畿地方整備局 福知山河川国道事務所	所 長	副会長
	国土交通省 近畿運輸局 鉄道部 技術課	課 長	副会長
府	京都府 建設交通部 道路建設課	理事 (道路建設課長事務取扱)	副会長
政令市	京都市 建設局 土木管理部 土木管理課	課 長	
市町	長岡京市 建設交通部 道路・河川課	参事兼課長	
	大山崎町 環境事業部 建設課	理事兼建設課長	
	宇治市 建設部 維持課	課 長	
	八幡市 都市整備部 道路河川課	課 長	
	京田辺市 建設部 施設管理課	課 長	
	井手町 建設課	理事兼 建設課長事務取扱	
	木津川市 建設部 管理課	課 長	
	南丹市 土木建築部 道路河川課	課 長	
	京丹波町 土木建築課	課 長	
	綾部市 建設部 建設課	課 長	
	舞鶴市 建設部 土木課	次長兼土木課長	
	福知山市 土木建設部 土木課	課 長	
	京丹後市 建設部 土木課	課 長	
	高速道路会社	西日本高速道路株式会社 関西支社 京都高速道路事務所	所 長
西日本高速道路株式会社 関西支社 福知山高速道路事務所		副所長	
阪神高速道路株式会社 京都管理所 交通・保全課		担当課長	
公社	京都府道路公社 業務課	課 長	
一般財団法人	一般財団法人 京都技術サポートセンター 土木課	課 長	
鉄道	西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 施設課	土木担当課長	
	西日本旅客鉄道株式会社 福知山支社 総務企画課		
	西日本旅客鉄道株式会社 金沢支社 企画部	課長代理	
	東海旅客鉄道株式会社 新幹線鉄道事業本部 関西支社 工務部 施設課	係 長	
	日本貨物鉄道株式会社 関西保全技術センター	所 長	
	阪急電鉄株式会社 都市交通事業本部 技術部	土木技術担当課長	
	近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部 大阪統括部 施設部 工務課	主 査	
	京阪電気鉄道株式会社 工務部 管理課	課 長	
	京都市交通局 高速鉄道部 技術監理課	課 長	
	京福電気鉄道株式会社 鉄道部	部 長	
	叡山電鉄株式会社 鉄道部	部 長	
	北近畿タンゴ鉄道株式会社 本社	施設統括本部長	
WILLER TRAIN株式会社 工務部 施設課	課 長		

所 属		役 職	備 考
オブザーバー	国土交通省 近畿地方整備局 道路部	道路保全企画官	
	国土交通省 近畿地方整備局 道路部 地域道路課	課 長	
事務局	国土交通省 近畿地方整備局 京都国道事務所 管理第二課		主担当
	国土交通省 近畿地方整備局 福知山河川国道事務所 道路管理課		副担当
	国土交通省 近畿運輸局 鉄道部 技術課		副担当
	京都府 建設交通部 道路建設課(道路・橋梁担当)		副担当

平成28年度 京都府道路鉄道連絡会議の開催状況

平成28年10月28日の省令改正を受け、鉄道事業者との点検・修繕を計画的かつ効率的に調整を行うため、道路管理者と鉄道事業者が一堂に会する専門部会を京都府道路メンテナンス会議の下部組織として、京都府道路鉄道連絡会を平成29年2月13日に設立し、第1回京都府道路鉄道連絡会議を開催

- 日 時:平成29年2月13日(月) 15時30分～
- 場 所:京都国道事務所5階会議室
- 参加者:国土交通省京都国道事務所、
国土交通省福知山河川国道事務所、
国土交通省近畿運輸局鉄道部技術課、
京都府、京都市、京都府下13市町村、
西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、
京都府道路公社、(一財)京都技術サポートセンター、
西日本旅客鉄道(株)、東海旅客鉄道(株)、
日本貨物鉄道(株)、阪急電鉄(株)、
近畿日本鉄道(株)、京阪電気鉄道(株)、
京都市交通局、京福電気鉄道(株)、叡山電鉄(株)、
北近畿タンゴ鉄道(株)、WILLER TRAINS(株)

【会 長】京都国道事務所長

【副会長】福知山河川国道事務所長、
近畿運輸局鉄道部技術課長、
京都府建設交通部道路建設課理事

◆議題

- ・省令・通達の概要
- ・規約・構成員
- ・跨線橋の点検結果
- ・熊本地震を踏まえた耐震対策の推進
- ・今後のスケジュール
など



道路鉄道連絡会議風景